2023年2月14日

分会役員各位

4月度（期間：3月16日～4月15日）職場集会の開催などご連絡

毎日のお仕事お疲れ様です。

日頃は労働組合の諸活動にご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。

4月度の職場集会におきましては、3月6日に「賃金」の部分において満額妥結した団体交渉についてや、後日報告させていただく団体交渉結果の内容についてご意見などいただければと思います。また生産性の向上に向けて自分が出来ること、みんなでやれることなどお話しいただければと思っております。

4月度職場集会の開催他、下記2点ご連絡致します。宜しくお願い致します。

記

1. **職場集会について**

・4月度（期間：3月16日～4月15日）の職場集会の開催についてご案内いたします。

添付資料「職場集会の進め方」をご参照頂き、下記フォーマットをご活用下さい。

別紙-1　職場集会開催のお知らせ

別紙-2　職場集会議事録

別紙-3　職場集会　実施責任者日当・経費等　申請書

　・新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、当面は密にならない程度の人数（少人数）で話し合いの場を設けた上で開催をお願いします。

　・意見の収集だけに留まらず、話し合いの場を設けてみんなで考えて、みんなで決めて、みんなで活動していきましょう！

1. **活動費の支給について【再確認】**

・第44期より、分会長、副分会長、会計監査の日常的なユニオン業務遂行に対し、役員

活動費を支給しています。

分会長：月額　2,000円　　副分会長：月額　1,000円　　会計監査：月額　1,000円

※対象者の活動が中央執行委員長の判断により不十分と認められたときは、相当額を減　額することがあります。

・支給方法は、給与振り込みで支給しています。

※役員活動費は　給与明細の　組合支給（課税）に記載されます。

・役員活動費については、法律上「所得」扱いとなります。ご了承下さい。

・「分会長・副分会長　登録表」に登録いただいた方に支給されます。未提出の分会は支給

されないことになりますので、ご提出をお願いします。

以上、ご連絡いたします。

ご不明な点がございましたら、ユニオン事務所　電話（053－581-9030）までお問い合わせください。どうぞよろしくお願いします。

マックスバリュ東海MYユニオン